

国の文化芸術振興政策

●文化芸術振興基本法(抄)(平成13年法律第148号)

- 第8条(芸術の振興)
- 第10条(伝統芸能の継承及び発展)
- 第11条(芸能の振興)
- 第16条(芸術家等の養成及び確保)
- 第25条(劇場、音楽堂等の充実)

●文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

(平成23年2月8日閣議決定)(第3次基本方針)

1. 文化芸術各分野の振興

(1) 芸術の振興

…芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにする…

9. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。

●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成24年法律第49号)の趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

<日本芸術文化振興会の沿革>

- 昭和41年 特殊法人国立劇場設立、国立劇場本館開場
- 昭和54年 国立演芸資料館開場
- 昭和58年 国立能楽堂開場
- 昭和59年 国立文楽劇場開場
- 平成元年 現代舞台芸術に関する業務の追加
- 平成2年 特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更
芸術文化振興基金設立
- 平成9年 新国立劇場開場
- 平成15年 独立行政法人へ移行
- 平成16年 国立劇場おきなわ開場
- 平成25年 第三期中期目標期間(～平成30年3月))

【日本芸術文化振興会の使命】

→第一期、第二期中期目標に規定

我が国を代表する文化芸術振興の中核的拠点として、

- ①文化芸術の豊かな広がりを実現すること
- ②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと
- ③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること

第三期中期目標期間に向けた課題

我が国における文化芸術振興の中核的拠点としての機能を充実させるため、以下のことを行う。

- ①公演事業の充実
- ②安全かつ良好な観劇環境の整備
- ③伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等の安定的な確保
- ④調査研究及び資料収集事業の着実な実施及び成果の発信
- ⑤文化芸術活動に対する援助事業における審査・評価体制の充実



国立劇場本館



国立演芸資料館



国立能楽堂



国立文楽劇場



国立劇場おきなわ



新国立劇場

日本芸術文化振興会の事務・事業の見直し

第二期中期目標期間(平成20~24年度)の取組

●伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開するように努め、国際的に比肩しうる高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演し、中期計画に定める公演数も着実に実施している。

(参考)平成23年度実績

<伝統芸能> 186公演 1,040回 753日 503,908人

<現代舞台芸術> 31公演 267回 248日 184,711人

●快適な観劇環境の形成(施設整備に関する計画)

- ・各劇場の設備改修工事を実施
- ・国立劇場おきなわの土地購入(平成24年度で完了)

●伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修

伝統芸能については長期的な視点に立って伝承者を安定的に確保及び養成するとともに、現代舞台芸術についても高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家等を育成している。

(参考)平成20~23年度実績

<伝統芸能> 32人修了

<現代舞台芸術> 97人修了

●伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

- <伝統芸能> 歌舞伎の上演資料集等の刊行をはじめ、古文献の復刻などを実施
- <現代舞台芸術> 公演記録の作成や鑑賞会、海外戯曲の翻訳に関する調査等を実施

●文化芸術活動に対する援助

- ・助成対象活動に対する調査
- <会計調査>
平成20年度 68件 → 平成23年度 101件
- <公演等調査>
平成20年度 155件 → 平成23年度 553件

維持・強化

事務・事業の見直し

○公演事業の充実

- ・魅力ある質の高い公演や、解説付きの公演等、多彩な企画による新たな観客層の開拓
- ・ホームページ等を活用した情報発信の充実
- ・地方公共団体、芸術団体等との連携強化

○安全かつ良好な観劇環境の整備

- ・劇場利用者の安全確保及び利便性向上等のため、事業実施の基盤である劇場等施設・設備の老朽化について長期的な視点で整備計画を策定し、計画的に整備を実施

○伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修の充実

- ・各分野の実情を踏まえ、伝承者の養成及び実演家等の研修を着実に実施

○調査研究及び資料の収集事業の充実

- ・事業の着実な実施及びホームページ等を活用した成果の発信、広報の強化

○文化芸術活動に対する援助事業における審査・評価体制の充実

- ・より効果的な援助を行うため、補助金による助成に関して、専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を強化

(参考)

文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

(平成23年2月8日閣議決定)

(第3次基本方針)

1. 文化芸術各分野の振興

(1) 芸術の振興

文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。 P2